

〈北海道版〉

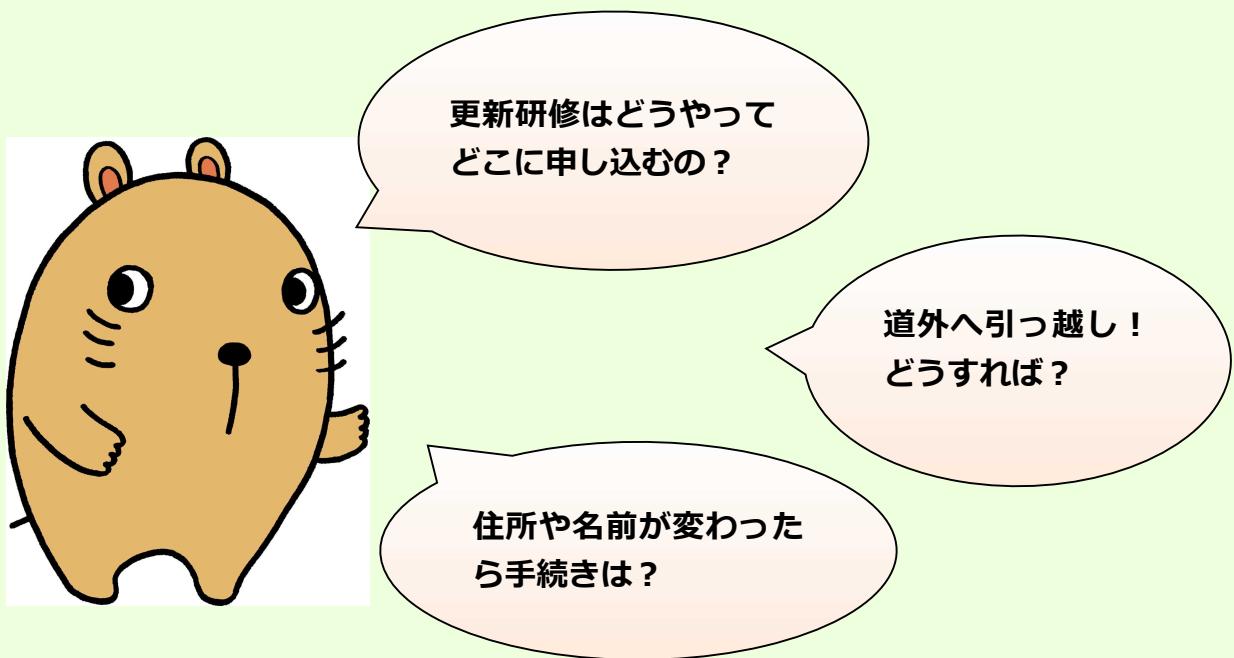
介護支援専門員の登録及び各種手続きガイドブック

【保存版】Ver.8.1 (R3.4)

このガイドブックには、今後あなたが介護支援専門員として

従事するために重要な事項が記載されています。

研修や手続きが終了しても、このガイドブックは、手元に置いて大切に保管してください。



このガイドブックは以下のホームページからダウンロードできます。

また、各種手続きに必要な情報についてもご案内しています。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索

検索ワード： 「ケアマネジャー」 「関連情報」 「北海道」

作成：北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

＜目 次＞

はじめに	ページ
<u>I 介護支援専門員の資格管理の方法について</u>	1
<u>II 北海道介護支援専門員名簿への登録</u>	2
<u>III 介護支援専門員証の交付について</u>	4
<u>IV 各種研修の受け方と開催時期・申し込み方法について</u>	5
<u>V 各種届出の方法一覧</u>	12
<u>VI よくある質問</u>	16
<u>VII 介護支援専門員の登録などに関する法的根拠</u>	18
<u>VIII 各種届出の様式集</u>	21

はじめに

このガイドブックは、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した皆様が、その後、介護支援専門員資格をどのように管理していくのかを知つていただくために作成しました。

介護支援専門員として、資格を維持・管理していくためには、様々な規定に基づいて、各種届出や手続きをする必要があります。

実務研修や更新研修の会場で、資格管理の方法について説明していますが、例年、更新研修の申込期日を過ぎた後、多くの方から、「介護支援専門員証の有効期間がもうじき切れるが、どうしたらいいか」等の問い合わせがあります。

また、介護支援専門員の資格管理の方法を理解せず、研修を受けなければ登録が抹消されると思い込んでいる方も多く、そのような誤解がないよう、このガイドブックを手元に置いていただき、必要な時に見ていただくことで、各種届出の方法についてご理解いただけると幸いです。

I 介護支援専門員の資格管理の方法について

試験に合格しただけ、あるいは、実務研修を修了しただけでは、介護支援専門員としての資格はありません。

実務研修修了後、3ヶ月以内に介護支援専門員の登録申請を行うことで、介護支援専門員資格登録名簿に初めて登録されます。

更に、介護支援専門員証（以下「証」と言う。）の交付を受けることで、介護支援専門員としての実務に従事することができます。

介護支援専門員の資格管理については、図1のように、

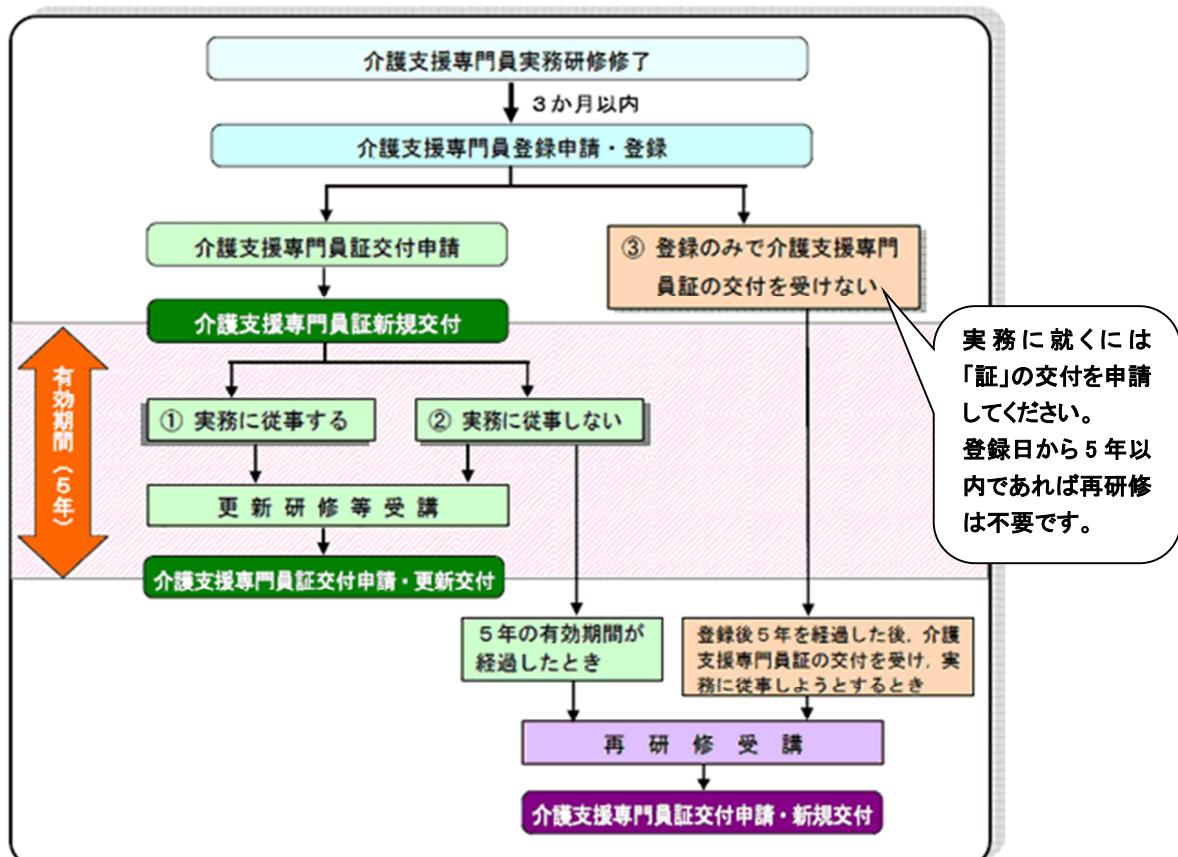
- ① 「証」の交付を受けて実務に従事する（している）方
- ② 「証」の交付は受けるが実務には従事しない（していない）方
- ③ 登録のみで「証」の交付を受けない（受けていない）方

以上の3つの状態があります。

ご自分が現在どの状態にあるかによって、受講する研修の種類や、氏名や住所が変わったときの手続きの方法が変わります。

道にお問い合わせいただく際は、事前に、ご自分が現在どのような状態であるかをご確認の上、お問い合わせください。

（図1 登録及び「証」の交付・更新の流れ）



II 北海道介護支援専門員資格登録名簿への登録

1) 「登録」とは

介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ北海道の介護支援専門員実務研修の課程を修了した方は、北海道の介護支援専門員名簿へ登録を受けることができます。

登録を受けるためには、**介護支援専門員実務研修を修了した日から3か月以内に登録申請書(第1号兼第5号様式P22)を提出しなければなりません。** なお、登録については以下の除外事由が定められています。

* 以下の方は登録ができません。(介護保険法第69条の2)

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 業務従事禁止処分を受け、その禁止期間中に本人からの登録消除申請によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 登録消除処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 登録消除処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日(しないこと)を決定する日までの間に登録消除申請した者(申請に相当の理由がある者を除く)であって、登録消除の日から5年を経過しない者

2) 登録の方法と登録番号

実務研修修了後、第1号兼第5号様式(P22)に必要書類を添えて、居住地を所管する総合振興局(振興局)社会福祉課(P14)に申請をしてください。「証」の新規交付を同時に申請する場合も、この様式により手続きしてください。

登録が完了すると、道より「登録通知書(図2)」がご自宅へ郵送されます。(「証」の交付と同時に申請された場合は、「証」が同封されます。)

この「登録通知書」にはあなた固有の8ケタの「登録番号」と「登録日」が記されている、大変重要な書類です。

「証」の交付を受けていない方にとって、介護支援専門員の登録済みであることを証明できる唯一の書類です。各種手続きの際には「登録通知書の写し」が必要となります。(原本の提出を求めるはありません)。

また、再発行はしませんので、大切に保管してください。

(図2 「登録通知書」)

一度登録された方は、氏名や住所に変更がなければ届出の必要はなく、有効期間もありません。

つまり、更新研修を受けなくても、介護支援専門員の登録は消除されません。

ただし、介護支援専門員として信用を失墜する行為等があった場合は登録を消除されることがあります。

①氏名・住所に変更があった場合は、登録事項の変更届(第3号様式P26)により手続きが必要です。

②「証」の交付を受けている方で、氏名の変更があった場合は、「証」の書換え交付申請(第6号様式P33)も併せて提出してください。住所のみ変更の場合、書換え交付申請の

必要はありません。

登録のための必要書類や、各種変更に伴う届出の方法はP11を参照してください。

3)「介護支援専門員登録証明書(A4版)・(携帯用)」とは

「介護支援専門員登録証明書(A4版と携帯用)(以下「登録証明書」と言う。)」は平成17年度以前に介護支援専門員として登録された方に発行していたもので、平成18年度以降の登録者には発行していません。(図3)。

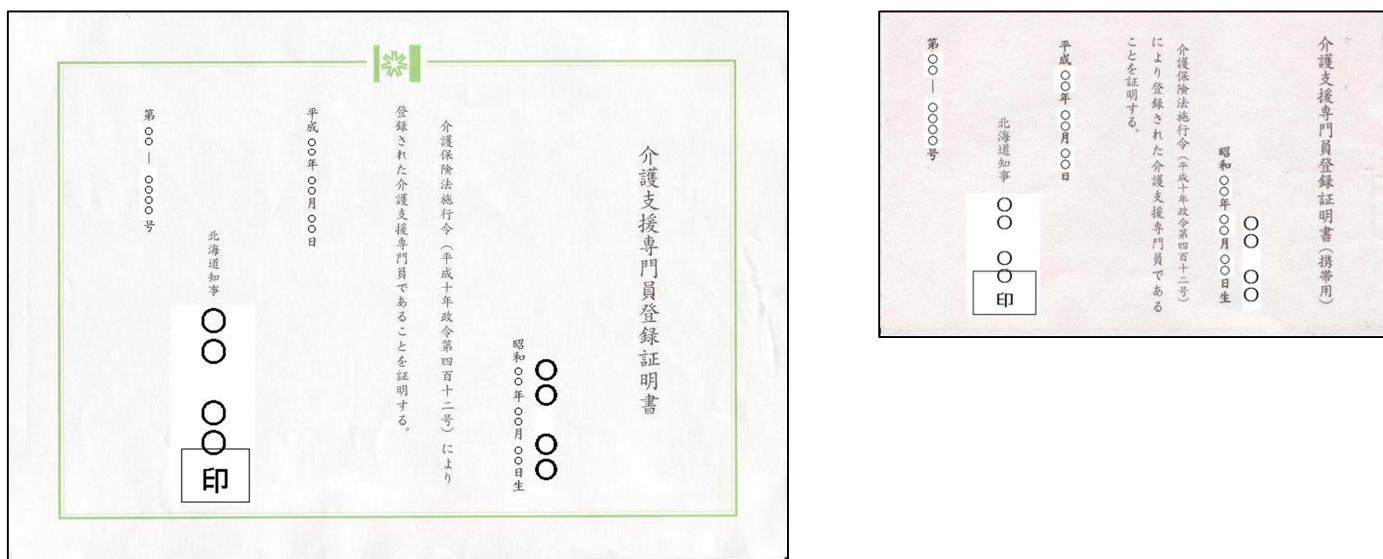
「登録証明書」には、6ヶタの旧登録番号が記載されていましたが、平成18年度の法改正までに8ヶタの新たな登録番号が個別に通知されています(旧登録番号の上2ヶタに「01」を付した番号が8ヶタの新登録番号となりました)。

また、当初、「登録証明書」には有効期間はありませんでしたが、平成18年の法改正以降、下表のとおり「登録証明書」を「証」とみなすこととし、有効期間が設けられました。

「登録証明書」は平成22年度中に既に「証」としての効力は失っていますが、各種届け出の際に添付書類として使用する場合があります。

なお、これらの書類をお持ちの方が、再研修を受け、新たに「証」の交付を受ける場合には、原本と引き替えて「証」を交付するため、お手元に「登録証明書」が残ることはありません。必要な場合には写しをとり、保管してください。

(図3 介護支援専門員登録証明書(左)と「携帯用(右)」)…※現在は発行していません



○ 登録証明書を「証」と見なしていた期間

登録証明書及び携帯用登録証明書の日付	有効期間満了日(「証」と見なされていた期間)
平成12年4月1日～平成14年3月31日の間	平成20年4月1日～平成21年3月31日の登録証明書及び携帯用登録証明書の日付に対応する日
平成14年4月1日～平成16年3月31日の間	平成21年4月1日～平成22年3月31日の登録証明書及び携帯用登録証明書の日付に対応する日
平成16年4月1日～平成18年3月31日の間	平成22年4月1日～平成23年3月31日の登録証明書及び携帯用登録証明書の日付に対応する日

平成23年度以降、すべての「登録証明書」は「証」としての効力を失っていますので、「登録証明書」のみでは実務に就くことができません。なお、実務に就いた場合には処分の対象となります(登録消除)。

平成10年・11年の合格者にも、12年度中に上記登録証明書を送付しています。

III 介護支援専門員証の交付について

1) 「証」とは

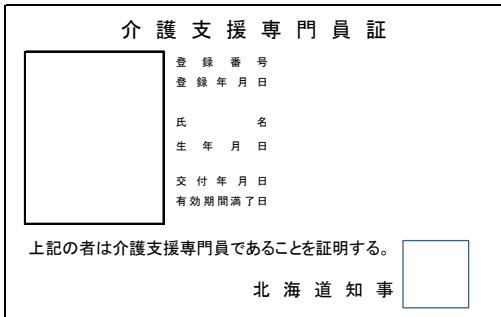
介護支援専門員として業務を行うときに、交付を受けていることが必要な証明書です(図4)。

介護支援専門員としての業務には、ケアプランの作成業務だけではなく、事業所が人員基準を満たすため介護支援専門員の氏名登録や、市町村から認定調査員の委託を受けることも含まれます。

なお、介護支援専門員証は白色、主任介護支援専門員更新研修を修了し、証の更新をした方はクリーム色です。

(図4 「証」)

(介護支援専門員)



(主任介護支援専門員更新研修を修了し証を更新した者)



有効期間満了日をチェック！
満了日の1年前から更新申請ができます。



2) 「証」の交付を受けるためには

「証」を受けるためには、①「登録と同時に証の交付を受ける」、②「登録済みの者が5年以内に証の交付を受ける」、

③「登録から5年以上経過してから証の交付を受ける」の3つパターンがあります。

いずれの場合も、「介護支援専門員登録申請書兼証交付申請」(第1号兼第5号様式P22)により申請します。

③の場合は再研修の受講が必要となります。

「証」の交付のための手続き、各種変更に伴う届出の方法はP11を参照してください。

手続きを完了した方には、約2~3週間後に「簡易書留」で、個人住所あてに「証」が送付されます。

3) 「証」の有効期間と更新の方法

「証」には有効期間があり、交付日から5年間です。

「証」の交付を受けていない、又は有効期間が切れているにもかかわらず、介護支援専門員として業務を行った場合は、「介護支援専門員登録の消除」の対象となるほか、勤務先の事業所は介護報酬の返還や指定取り消しなど処分の対象となります。

「証」の有効期間を更新するためには、所定の研修(P5参照)を受講することが必要となります。

なお、有効期間満了や更新研修時期の個別通知は行っていませんので、ご自分の「証」の有効期間がいつ切れるのか、などは自己管理していただくよう、お願いします。



「証」が手元に届いたら、有効期間を確認しよう！

有効期間満了日の前年度の3月頃に、更新研修の開催日をチェックしないと、更新が難しくなるよ！

更新研修のことは、P8の「証を更新するために必要な研修を見てね！

IV 各種研修の開催時期・受け方・申し込み先について

1) 研修受講はなぜ必要か

介護保険法第69条の34には、介護支援専門員の義務について規定されており、そのうちの1つとして「専門的知識及び技術の向上、資質の向上を図る努力すること」とされています。

このため、厚生労働大臣が介護保険法施行規則に基づき、介護支援専門員に係る研修の基準を定めており、初任者や現任者を対象として研修を体系的に実施することにより、介護支援専門員の目指す「利用者本位」「自立支援」「公正中立」の理念を徹底し、その専門性を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実現することを目指しています。

介護支援専門員として常に正しい知識を維持し、継続して実務に就くために、各種研修を適切な時期に受講する必要があります。

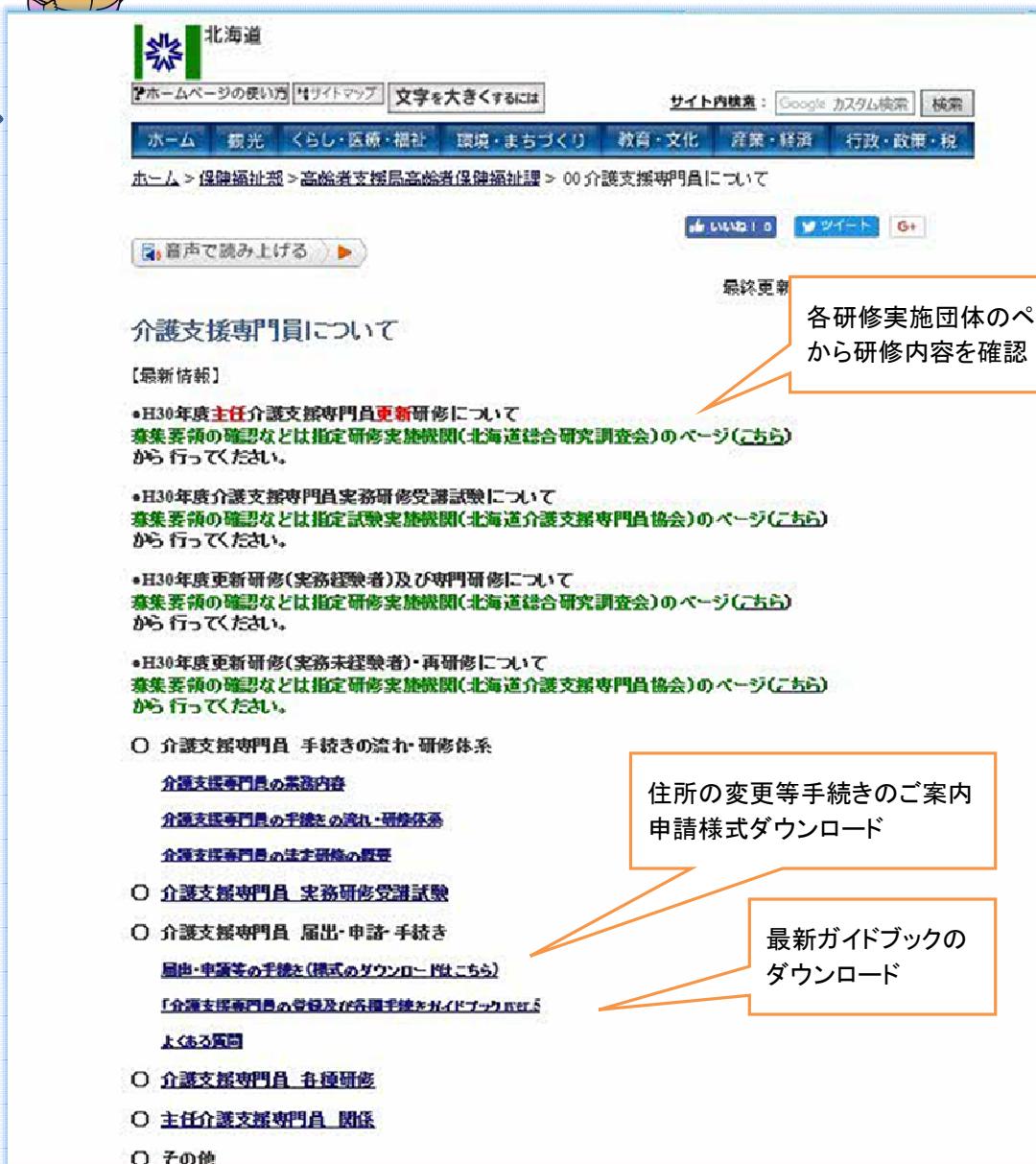
2) 研修の開催時期を知る方法

当該年度(4月～3月)の研修の実施計画は、**前年度の3月頃**に各研修実施機関のウェブサイトに掲載されます。

介護支援専門員への個別通知はしていませんので、個々で早めに確認し、受講に向け準備をしてください。

なお、研修の開催時期や回数は、受講者数によって変更になることがあります。詳細は、適時道もしくは各研修実施機関のウェブサイトで確認するか、申し込み先へ直接電話等でお問い合わせください。

介護支援専門員関連情報(北海道庁ウェブサイト)
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>



北海道

ホームページの使い方 サイトマップ 文字を大きくするには サイト内検索: Google カスタム検索 検索

ホーム 観光 くらし・医療・福祉 環境・まちづくり 教育・文化 農業・経済 行政・政策・税

ホーム > 保健福祉部 > 高齢者支援局 高齢者保健福祉課 > 00 介護支援専門員について

音声で読み上げる 最終更新

介護支援専門員について

【最新情報】

- ・H30年度主任介護支援専門員更新研修について
募集要領の確認などは指定研修実施機関(北海道総合研究調査会)のページ([こちら](#))から行ってください。
- ・H30年度介護支援専門員実務研修受講試験について
募集要領の確認などは指定試験実施機関(北海道介護支援専門員協会)のページ([こちら](#))から行ってください。
- ・H30年度更新研修(実務経験者)及び専門研修について
募集要領の確認などは指定研修実施機関(北海道総合研究調査会)のページ([こちら](#))から行ってください。
- ・H30年度更新研修(実務未経験者)・再研修について
募集要領の確認などは指定研修実施機関(北海道介護支援専門員協会)のページ([こちら](#))から行ってください。

○ 介護支援専門員 手続きの流れ・研修体系

- 介護支援専門員の業務内容
- 介護支援専門員の手続をの流れ・研修体系
- 介護支援専門員の主任研修の概要

○ 介護支援専門員 実務研修受講試験

○ 介護支援専門員 届出・申請・手続き

届出・申請等の手続を(様式のダウンロードは[こちら](#))
[「介護支援専門員の登録及び各種手続ガイドブック」](#)
[よくある質問](#)

○ 介護支援専門員 各種研修

○ 主任介護支援専門員 関係

○ その他

最新ガイドブックのダウンロード

住所の変更等手続きのご案内 申請様式ダウンロード

4) 証の更新と研修の申し込みについて

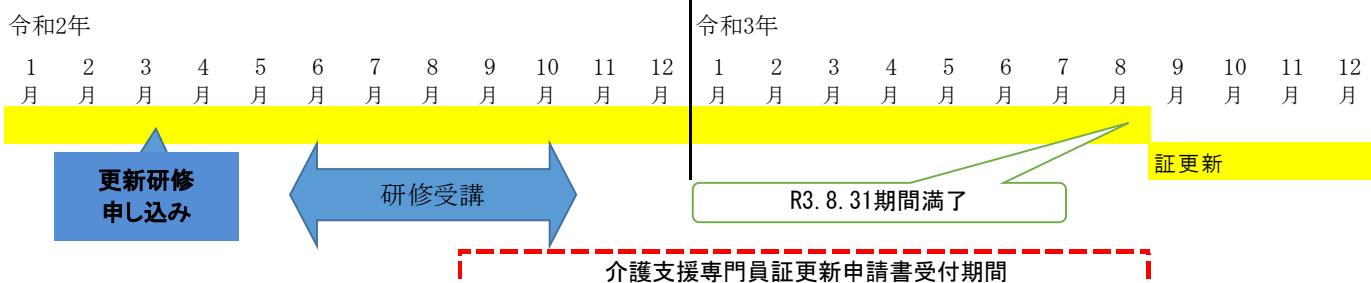
介護支援専門員として実務に従事している方は、介護支援専門員証の有効期間満了日の1年内に更新研修を受講し、証の更新申請を行わなければなりません。

証を更新するための研修の受講申し込み期間はおおよそ年1回で、研修によっては研修期間が長期にわたります。

証の有効期間満了日の属する年の前年には更新研修を受講できるよう、証の有効期間満了日の前年の2月～3月頃から研修日程や申し込み期限を研修実施機関のウェブサイト等により確認するようにしてください。

なお、有効期限満了期限が近づいたことをお知らせする文書等は送付していません。ご自身で有効期間を管理してください。

(例) 令和3年8月31日に介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える介護支援専門員

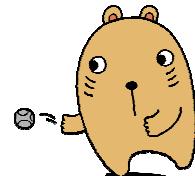


★介護支援専門員証有効期間満了日の1年前から更新手続きをることができます。

残存有効期間は次の有効期間に上乗せされるので(有効期間満了日から5年間更新される)、申請の時期により有効期間が変わることはありませんので、早めの手続きをおすすめします。

証の有効期間が残り1年になつたら、早めに申請しよう！

残りの有効期間は、次の有効期間に上乗せされるから、損はしないよ～



※主任介護支援専門員更新研修の申込期間は異なりますので、別途、研修実施機関(北海道総合研究調査会)のウェブサイトにより確認してください。

※主任介護支援専門員の方は、介護支援専門員証の有効期間満了日と主任介護支援専門員の有効期間満了日に留意し、更新手続きを行ってください。

4) 研修の種類と申し込み先・費用

国の実施要綱に基づき、北海道が実施する研修には、以下の種類があります。

○開催時期・費用・申込み期限は、開催年度により変更となる場合があります。

ア) 業務に従事している方のスキルアップのための研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限(予定)	申し込み先
①	実務に従事して6ヶ月以上の方	専門研修Ⅰ 56時間	実務に従事し 通算6ヶ月以上	28,700円	6月～12月頃	4月中頃	北海道総合研究調査会 011-222-7330
②	実務に従事して3年以上の方	専門研修Ⅱ 32時間	実務に従事し 通算3年以上	21,400円	9月～12月頃	4月中頃	北海道総合研究調査会 011-222-7330

*専門研修ⅠとⅡの受講によって、「証」の更新することができます。

1回目の「証」の更新をする方が、有効期間内にⅠとⅡの両方を受講していれば、更新研修の受講が免除されます。

ただし、専門ⅠⅡの受講の時期に関わらず、更新の手続きは有効期間満了の1年前からしかできません。更新のための要件が揃っていたにもかかわらず、更新手続きを忘れていたために、「証」の有効期間が切れてしまうことがないよう、更新年度を忘れないようにしましょう。

また、2回目の更新の方で前回実務経験者の更新研修を受け、今回の「証」の有効期間内に実務経験のある方は、専門研修Ⅱのみ（もしくは更新研修の後期のみ）の受講で更新手続きができます。詳しくはP8をご覧ください。

イ) 更なるキャリアアップのための研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限(予定)	申し込み先
③	<u>①と②を受けた方で、一定の要件を満たす方</u> 【詳細は指定法人が発行する募集要項をご覧下さい】	主任介護支援専門員研修 70時間	一定の要件を満たした後 (ケアマネ従事経験5年等)	55,500円	12月～2月	上期： 9月中頃 下期： 10月中旬	北海道総合研究調査会 011-222-7330
④	③を受講した方で、一定の要件を満たす方	*主任介護支援専門員更新研修 46時間 (H28から新設)	③の研修修了証明書の有効期間が切れるおおむね2年以内	41,500円	7月～3月	上期： 7月中頃 下期： 10月上旬	北海道総合研究調査会 011-222-7330

*主任介護支援専門員更新研修研修（平成28年度から実施）に係る注意事項

- 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した方の主任介護支援専門員更新研修の受講時期については、次のとおり経過措置が設けられています。
 - 平成23年度までに修了した方→ 平成30年度までに受講し、以降5年を超えない期間ごと
 - 平成24年度から26年度までに修了した方→ 平成31年度までに受講し、以降5年を超えない期間ごと
- 主任介護支援専門員更新研修の修了者は、「証」の更新研修を受けたものとみなされます。
- 主任介護支援専門員更新研修修了者の証の有効期間は、原則、当該研修修了証の有効期間に揃えることとなりますが、選択により揃えないことも可能です。更新時に「申出書」により選択してください。
- 各研修に係る改正後のカリキュラムについては、厚生労働省発出の「介護保険最新情報 Vol.419」に掲載されています。北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課の次のページで確認してください。
介護保険最新情報 HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/informatiion.htm>
- 主任介護支援専門員更新研修の開催時期及び受講要件等については、介護支援専門員関連情報（北海道庁ウェブサイト）(P5)及び研修実施機関のウェブサイトでお知らせします。

ウ) 「証」を新規に交付するために必要な研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限(予定)	申し込み先
⑤	介護支援専門員実務研修受講資格試験に合格した方	実務研修 87時間	試験合格後(特に期限はない)	64,650円	1月～7月	12月上旬	北海道介護支援専門員協会 011-596-0392
⑥	<u>持っている「証」の有効期間が切れ、新たに「証」の交付を受けたい方</u> <u>「証」の交付を受けていない登録者で、実務研修修了から5年を経過し、「証」の交付を受けたい方</u>	再研修 54時間	実務研修修了後5年以降 「証」の有効期間が切れた後又は再研修修了前に切れる場合	51,950円	5月～10月	4月上旬	北海道介護支援専門員協会 011-596-0392

エ) 「証」を更新するために必要な研修

	対象者	研修名と時間数	受けられる時期	費用(テキスト代含む)	開催の時期	申し込み期限(予定)	申し込み先
⑦	実務経験のある方で、 <u>1回目の更新</u> で、「証」の有効期間満了までおおむね1年以内の方	更新研修 (実務経験者) 前期+後期 88時間		50,100円	6月～10月 申し込み人数 によって回数 決定	4月中旬	北海道総合研究 調査会 011-222-7330
⑧	実務経験のある方が <u>更新を継続して2回目以降行う</u> 場合で <u>今回の有効期間内に実務経験があり</u> 、「証」の有効期間満了までおおむね1年以内の方 *1	更新研修 (実務経験者) 後期のみ 32時間	有効期間の切 れるおおむね 1年前から	21,400円	7月～10月 申し込み人数 によって回数 決定	4月中旬	北海道総合研究 調査会 011-222-7330
⑨	実務経験のない方で、「証」の有効期間満了までおおむね1年以内の方	更新研修 (実務未経験者) 54時間		51,950円	5月～10月	4月上旬	北海道介護支援 専門員協会 011-596-0392

*1 ア)②の専門研修Ⅱを有効期間内に受講済みであれば、エ)⑧更新研修(実務経験者)を受講しなくても更新手続きができます。

実務経験の有無による更新研修の時間数については、P9を参照してください。

○ 更新研修における「実務経験者」とは…

実務経験者とは、以下の事業所又は施設において、介護支援専門員として就業していた者を言います。

これらの事業所又は施設で就業していても、単に要介護認定のための調査事務のみを行っている場合や、利用者やサービス事業者との連絡調整のみを補助的に行っている場合で、ケアプランの作成を行っていなかった場合は、実務経験者の対象となりません。

実務経験期間や、実務経験の多寡を問わず、ケアプランの作成等を行っていれば、「実務経験者」とします。

【実務経験として認められる事業所又は対象施設】

実務経験対象施設は以下の事業所又は施設とする。

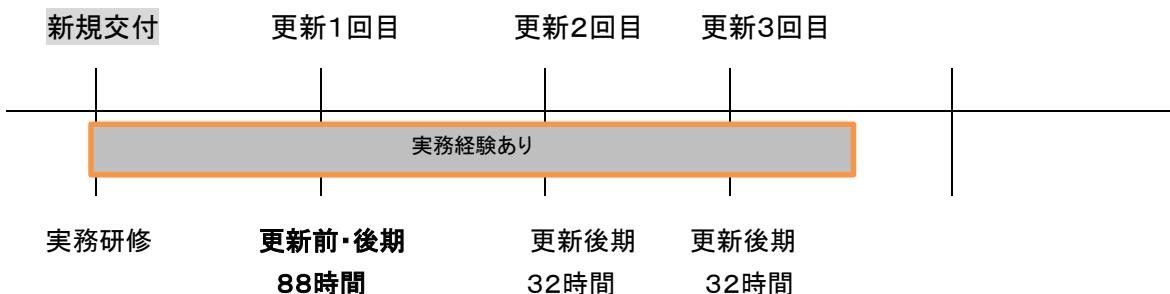
- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

○ 初めて介護支援専門員証を交付される方が次回、実務経験者として更新する場合は88時間の研修が必要です。

実務経験者として初めて介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修(実務経験者)前期及び後期(専門研修 課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容)を受講する必要があり、88時間の研修受講となります。

また、実務経験者として2回目以降の介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修(実務経験者)前期 56 時間が免除され、後期 32 時間(専門研修課程Ⅱと同内容)の受講で更新手続きができます。

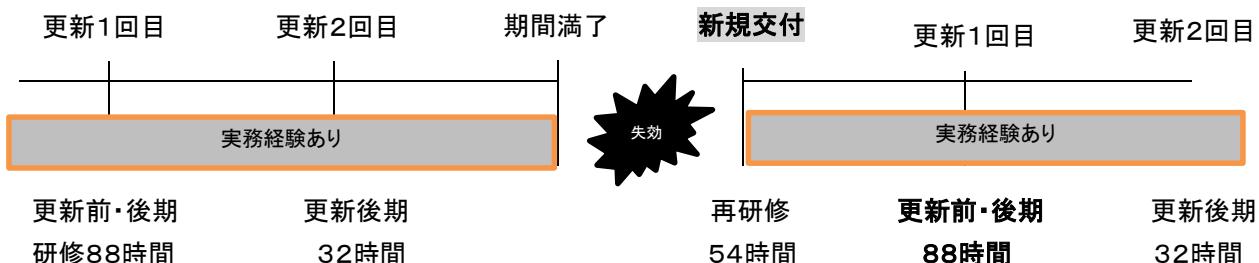
※実務未経験者の更新研修は54時間の更新研修(実務未経験者)となります。



○再研修を受講し、新たに介護支援専門員証を交付された場合も、次回、実務経験者として更新する場合は88時間の研修が必要です。

実務経験者として2回目以降の介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修(実務経験者)前期 56 時間が免除され、後期 32 時間(専門研修課程Ⅱと同内容)の受講で更新手続きができますが、実務経験は介護支援専門員証の有効期間ごとにリセットされることから、介護支援専門員証を失効し、再研修を受講し新たに介護支援専門員証の交付を受けた場合、その次の介護支援専門員証を実務経験者として更新する場合は、再度 88 時間(更新研修(実務経験者)前・後期もしくは専門研修Ⅰ・Ⅱ)の受講が必要となりますので、ご留意ください。

※実務未経験者の更新研修は再度54時間の更新研修(実務未経験者)となります。



5) 研修受講地の変更について

更新に必要な各種研修は、原則として登録を行っている都道府県で受ける必要があります。

道の登録を受けている方が、やむを得ず、道外の研修を受講する必要がある場合は、あらかじめ道から他都府県に受

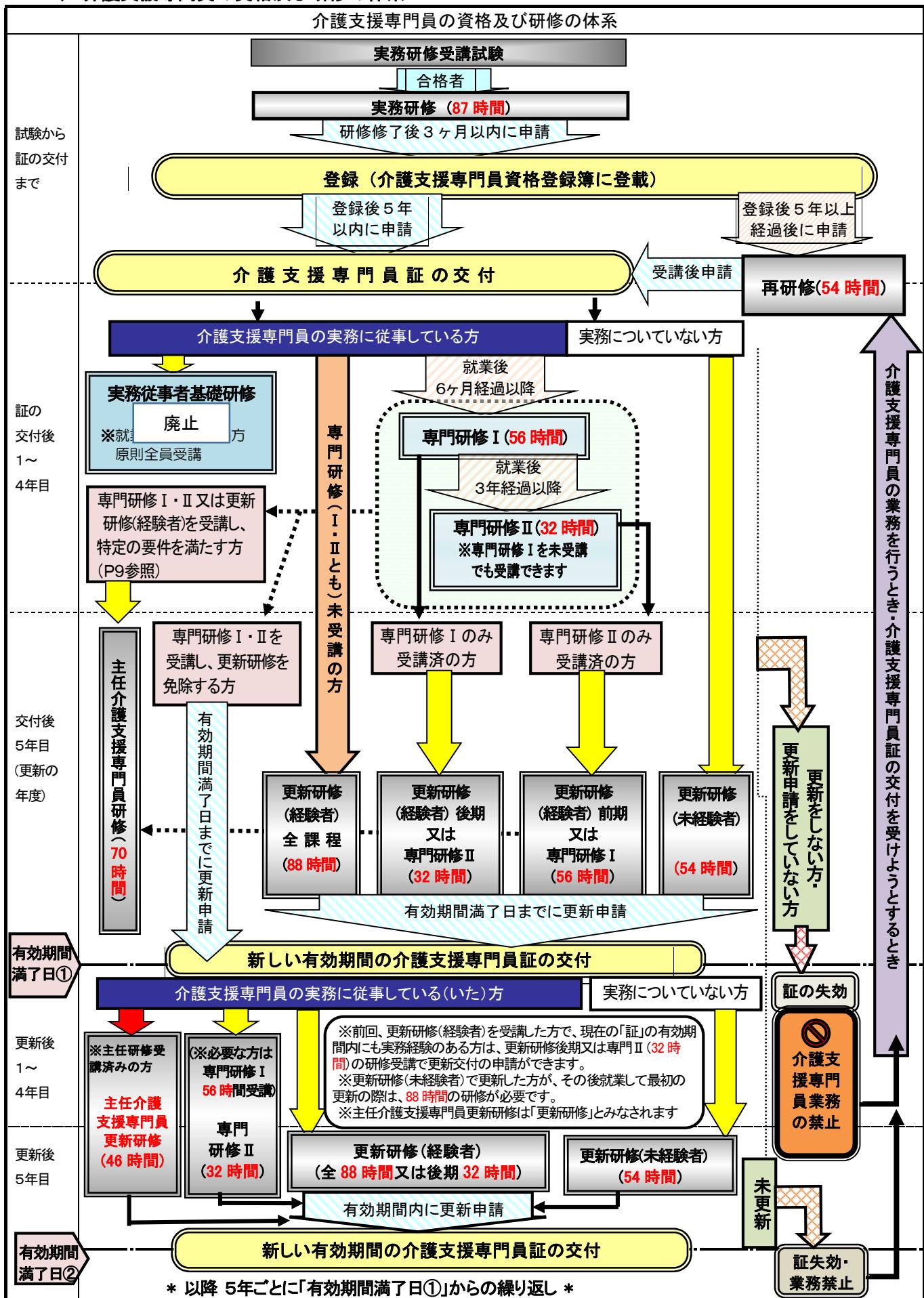
講受け入れ依頼を行った上で、受講者から「受講地変更願」を道に提出していただく手続きを取る必要があります。

なお、理由によっては、他都府県での受講が認められない場合や定員等を理由に受講をお断りされる場合もあります

で、ご注意ください。

受講地を変更したい場合は、P41 の「研修受講地変更願」をダウンロードし、事前に北海道高齢者保健福祉課 (011-204-5272) にお電話をいただいた上で、同課あて(送付先はP14 の所在地を参照)書類を送付してください。

5-1) 介護支援専門員の資格及び研修の体系



V 各種届出の方法一覧

介護支援専門員の登録や、各種変更などがあった場合の手続き方法は以下のとおりです。

必要書類をそろえ、居住地を所管する総合振興局（振興局）（P14）に届け出ます。

各種書類はP25以降に掲載しているものを使うか、または総合振興局（振興局）の窓口で入手してください。

また、介護支援専門員関連情報ウェブサイト（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>）から、ダウンロードできます。

1) 介護支援専門員の登録と道外からの移転（転入）

項目	対象者	必要な提出書類等		
		申請書様式	専門員証	添付書類
新規登録申請	介護支援専門員実務研修を修了した方	第1号兼第5号様式		<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修修了証明書（写し） ・住民票（本人確認のため）*1 <p>*登録と同時に「証」の交付を受けたい方は次ページの「新規交付」を参照してください。</p>
登録の移転申請 (道内への登録移転)*1	他都府県で介護支援専門員の登録を受けている方で、北海道内の事業所等で就業している又は就業予定で、北海道への登録移転が必要な方	第2号兼第8号様式	原本	北海道内の市町村が交付した住民票又は北海道内の事業所等で従事していることを証する書面（写し）

*1 登録の移転に係る申請書（第2号兼第8号様式 P24）一式については、北海道の指定様式に必要事項を記載の上、現在登録をしている都府県へ提出してください。（P17のQ13を参照）

○ 道の登録から都府県への登録移転の申請（転出）については、移転先への都府県の移転申請書様式を作成し、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課へ提出してください。（P17のQ12を参照の上、様式及び添付書類は、移転先の都府県にご確認ください。）

2) 介護支援専門員の登録事項の変更と消除

項目	対象者	必要な提出書類等		
		申請書様式	専門員証	添付書類
登録事項の変更の届出*2	氏名、住所を変更した方	第3様式	写し	<input type="radio"/> 氏名変更の場合～戸籍抄本*1 <input type="radio"/> 住所変更の場合～住民票*1 <input type="radio"/> 「証」が交付されていない方～「登録証明書」の写し又は「登録通知書」の写し
登録消除の申請	登録の消除を希望する方	第4-1号様式	原本	
登録消除の届出	登録されている方が死亡した場合等	第4-2号様式	原本	届出に係る事由の発生を証明できる書面
心身の故障に係る届出	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行えない場合	第4-3号様式	原本	医師の診断書等の証明書類

*1 戸籍抄本は3か月以内、住民票はマイナンバーが省略された6か月以内に交付されたものを有効とします。

*2 氏名を変更される方で、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方は、登録事項変更届出書（第3号様式 P26）と書換え交付申請書（第6号様式 P33）を併せて提出してください。

3) 「証」の交付申請・紛失・記載事項の変更など

項目	対象者	必要な提出書類等				
		申請書様式	写真*1	専門員証*5	添付書類	手数料*2
新規交付	登録と同時に「証」の交付申請をする方	第1号兼第5号様式	1枚	—	登録に必要な書類(P11)と同じ	4,050 円
	登録後5年以内の方で初めて「証」の交付申請をする方			—	登録通知書*5(写し)	
	登録後5年を経過した方で過去に「証」の交付を受けていない方			—	再研修修了証明書(写し)*6 及び次の書類のいずれか ①登録通知書(写し) ②登録証明書(携帯用含む)の原本	
	「証」の有効期間が満了し、再研修を受けた方			原本	再研修修了証明書(写し)*6	
登録事項変更	住所を変更した方	第3号様式		写	・住民票 (登録住所から転居を複数回行っている場合は登録住所から現住所までの移転状況がわかる住民票又は戸籍の附票等をあわせて提出)	—
書換え交付*8	・氏名変更した方	第6号様式	1枚	原本	第3号様式及び添付書類	2,550 円
再交付*3	・亡失又は棄損した方	第7号様式	1枚	△	△～棄損した「証」がある場合(亡失による場合は「証」の添付は不要だが、本人確認の書類(運転免許証等)の写しが必要)	2,900 円
移転交付*4	北海道へ介護支援専門員の登録を移転する方で、移転とともに残存期間の「証」の交付を希望する方	第2号兼第8号様式	1枚	—	登録の移転申請に必要な書類と同じ	2,550 円
更新交付	介護支援専門員証を更新する方 【有効期間満了日の1年前から申請が可能です。】 更新後の有効期限は満了日の5年後となります。 ! 有効期間満了日経過後は更新の交付申請は受理できません! 手続きは遅くとも有効期間満了日の40日前までに行ってください。	第9号様式	1枚	原本	更新研修修了証(写し)*6 【更新研修に相当する研修*7を含みます。】	2,550 円

*1 写真は縦3cm×横2.4cmで、6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景のもので、裏面に氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号を記入してください。

*2 手数料については、相当する額面の「北海道収入証紙」を申請書の所定の欄に貼付してください。

!「収入印紙」ではありませんので、注意してください!

*3 再交付とは、現に登録している事項と同内容で交付することを指します。亡失等による再交付で、登録事項に変更がある場合には、登録事項変更届出書(第3号様式 P26)と再交付申請書(第7号様式 P34)を同時に提出してください。

*4 移転交付は、登録の移転申請と同時に申請する場合のみ交付できます。同時に行わない場合は、移転前の「証」は失効することから、再研修を受講した上で新規交付申請を行ってください。

*5 「証」や登録通知書を紛失した場合は、顛末書(てんまつしょ P36)を添付してください。

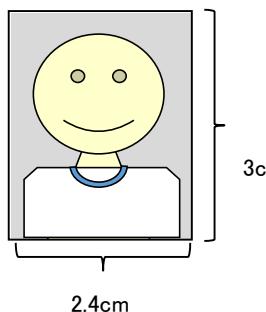
*6 各種研修修了証明書を紛失した場合は、P16 の「よくある質問」Q9 を参照してください。

*7 更新研修に相当する研修とは、専門研修Ⅰ・Ⅱを指します。どちらも有効期間内に受講したもののみ有効です。

4) 申請用写真の留意事項

介護支援専門員証に使用する申請用写真の条件等は次のとおりです。

●適正写真



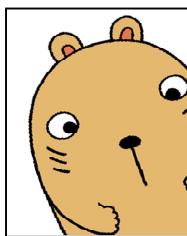
縦 3 センチメートル × 横 2.4 センチメートル
無帽、正面、上半身（上三分身）、無背景
申請前 6 ヶ月以内に撮影したもの

裏面に氏名、生年月日、登録番号を記入すること

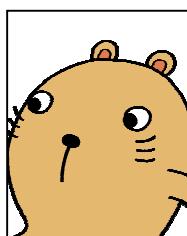
注意 写真撮影面にテープ等を貼り付けたり、クリップ等で留めると、写真色素が剥がれる恐れがあります。

写真撮影面にテープ等を貼り付けたり、写真に直接クリップ等で留めないでください

●不適正な写真例



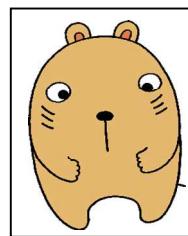
顔を傾けている



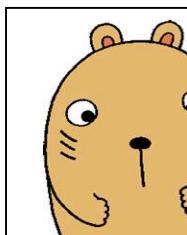
正面を向いていない



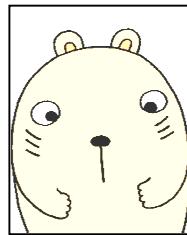
上三分身より大きい顔



上三分身より小さい顔



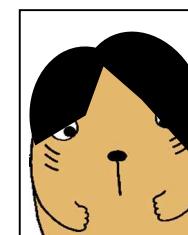
中心からずれている



明るすぎる



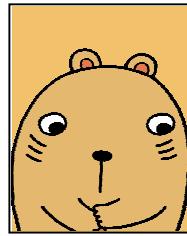
暗すぎる



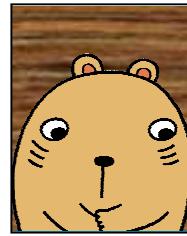
髪や衣類で顔が隠れる



スナップ写真



背景と同化



背景が同一色でない

5) 各種手続きの提出先と提出方法

介護支援専門員の登録や「証」の交付申請・更新申請・変更届などの提出、各種問い合わせ等は、総合振興局(振興局)の社会福祉課へお願いします。

■提出・お問い合わせ先（総合振興局又は振興局）の所在地・電話番号

提出・お問い合わせ先 所在地・電話番号	管轄する市町村
○石狩振興局 保健環境部社会福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階 TEL 011-204-5863	札幌市／江別市／千歳市／恵庭市／北広島市／石狩市／当別町／新篠津村
○渡島総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 TEL 0138-47-9535	函館市／北斗市／松前町／福島町／知内町／木古内町／七飯町／鹿部町／森町／八雲町／長万部町
○檜山振興局 保健環境部社会福祉課 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地の3 TEL 0139-52-6650	江差町／上ノ国町／厚沢部町／乙部町／奥尻町／今金町／せたな町
○後志総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒044-8588 虹田郡俱知安町北1条東2丁目 TEL 0136-23-1353	小樽市／島牧村／寿都町／黒松内町／蘭越町／ニセコ町／真狩村／留寿都村／喜茂別町／京極町／俱知安町／共和町／岩内町／泊村／神恵内村／積丹町／古平町／仁木町／余市町／赤井川村
○空知総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0108	夕張市／岩見沢市／美唄市／芦別市／赤平市／三笠市／滝川市／砂川市／歌志内市／深川市／南幌町／奈井江町／上砂川町／由仁町／長沼町／栗山町／月形町／浦臼町／新十津川町／妹背牛町／秩父別町／雨竜町／北竜町／沼田町
○上川総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 TEL 0166-46-5984	旭川市／士別市／名寄市／富良野市／鷹栖町／東神楽町／当麻町／比布町／愛別町／上川町／東川町／美瑛町／上富良野町／中富良野町／南富良野町／占冠村／和寒町／劍淵町／下川町／美深町／音威子府村／中川町／幌加内町
○留萌振興局 保健環境部社会福祉課 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地の2 TEL 0164-42-8319	留萌市／増毛町／小平町／苦前町／羽幌町／初山別村／遠別町／天塩町
○宗谷総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 TEL 0162-33-2987	稚内市／猿払村／浜頓別町／中頓別町／枝幸町／豊富町／礼文町／利尻町／利尻富士町／幌延町
○オホーツク総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒093-8585 網走市北7条西3丁目 TEL 0152-41-0689	北見市／網走市／紋別市／美幌町／津別町／斜里町／清里町／小清水町／訓子府町／置戸町／佐呂間町／遠軽町／湧別町／滝上町／興部町／西興部村／雄武町／大空町
○胆振総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 TEL 0143-24-9839	室蘭市／苦小牧市／登別市／伊達市／豊浦町／壯瞥町／白老町／厚真町／洞爺湖町／安平町／むかわ町
○日高振興局 保健環境部社会福祉課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘通56号 TEL 0146-22-9032	日高町／平取町／新冠町／浦河町／様似町／えりも町／新ひだか町
○十勝総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目の1 TEL 0155-26-9078	帯広市／音更町／士幌町／上士幌町／鹿追町／新得町／清水町／芽室町／中札内村／更別村／大樹町／広尾町／幕別町／池田町／豊頃町／本別町／足寄町／陸別町／浦幌町
○釧路総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 TEL 0154-43-9254	釧路市／釧路町／厚岸町／浜中町／標茶町／弟子屈町／鶴居村／白糠町
○根室振興局 保健環境部社会福祉課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 TEL 0153-23-6916	根室市／別海町／中標津町／標津町／羅臼町
○北海道庁 高齢者保健福祉課人材育成係 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-204-5272	

*道外に転居された方は、「北海道で最後に居住していた市町村」を所管する総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課にて提出願います。

■提出方法

○ 提出書類を持参する場合

居住地を所管する総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に持参してください。

様式類はその場で記載することもできます。その場合は印鑑をご持参ください。

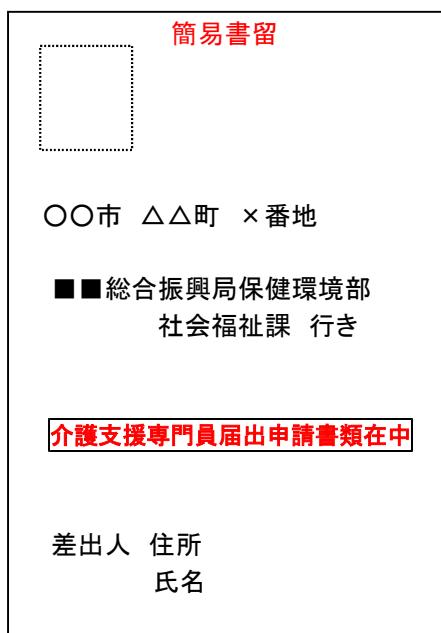
○ 郵送する場合

封筒の表書きに「介護支援専門員届出申請書類在中」等と、記載してください。

郵便物の不到達による責任は当方では一切負いませんので、郵送の状況が確認できる簡易書留等を利用するようお願いします。

書類に不備があると手続きが遅れます。添付書類は事前にしっかり確認してください。

【郵送の際の記載例】



申請、届け出についてご不明な点がありましたら、各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課又は北海道保健福祉部高齢者保健福祉課(P14を参照)までお問い合わせください。

■電話で問い合わせる前に....

介護支援専門員に関する各種届出は複雑なため、口答での説明ではわかりにくいこともあります。

インターネット接続環境がありましたら、北海道庁ウェブサイト「介護支援専門員関連情報」ページをご覧になった上で、お問い合わせください。また、登録通知書や証など登録番号がわかるものをお手元にご用意いただきますと、お問い合わせがスムーズになります。



介護支援専門員 関連情報(北海道庁ウェブサイト)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索

VI よくある質問

Q1 実務に就く予定はないですが「証」の交付を受けておいた方が良いですか。

- A いつも実務に就ける状態を維持しようと思う方は、「証」の交付を受けておくことをお薦めします。なお、登録後 5 年以内であれば、申請から 2~3 週間で「証」の交付を受けられ、交付日から 5 年間が有効期間となります。
登録から 5 年を過ぎると、「証」を得るためには、再研修の受講が必要です。
研修の開催時期は限られているので、すぐに実務に就くことは難しくなります。

Q2 介護支援専門員として仕事をしています。「証」の有効期間が来年 3 月で切れることができたときには、更新研修の申し込み期日を過ぎていました。すぐに更新研修(実務経験者)は受けられますか?受けられないとどうなりますか?

- A 通常はお断りさせていただきます。しかし、申し込み時期を過ぎても、まだ開催前の研修日程で定員に余裕がある場合のみ、受講可能な場合もありますので、研修の申し込み先へ確認してください。
既にすべての研修日程が終了している場合や定員が埋まっている場合は、次年度の再研修を受講することとなりますが、有効期間が失効した場合は新たな「証」が交付されるまでの間、介護支援専門員としての業務には就けません。
指定居宅支援事業所等の管理者等、人員基準として登録されている場合は変更届けや休止届け等が必要となります。また、認定調査員として市町村から委託を受けた調査を行うこともできません。
「証」の有効期限が失効しているにも関わらず介護支援専門員として業務を行った場合、処分の対象となります。有効期限の切れる前年度の 3 月頃から更新の準備をすることを心がけてください。

Q3 「証」の交付を受けていないので、自分の登録番号が分かりません。

- A 登録番号は、個人あてに送付している登録通知書に記載されています。登録通知書は大切に保管してください。
登録通知書を紛失した場合は、口答で登録番号をお知らせしますので、住所地を所管する総合振興局(振興局)保健
環境部社会福祉課または北海道保健福祉部高齢者保健福祉課(P14)へお問い合わせください。
なお、登録通知書の再発行はしておりません。

Q4 介護支援専門員証の有効期間が近づいてきました。個人あてにお知らせ等が郵送されますか。

- A 有効期間満了や研修受講のご案内等のお知らせはありません。
ご自身で有効期限等の管理をしてください。
各種研修日程は研修実施機関のホームページをご覧ください。

Q5 更新研修を受講したいのですが、どの研修を受講したら良いかわかりません。

- A 「証」の有効期間中に実務経験のある方は「更新研修(実務経験者)」を受講してください。
「証」の有効期間中に実務経験がない方は「更新研修(実務未経験者)」を受講してください。
それぞれ申し込み先が違いますので、P8 で申し込み先を確認してください。
実務経験及び研修時間に関することは P9 でご確認ください。

Q6 有効期間内に研修を受講できなかった場合(修了できなかった場合)は、どうなりますか。

- A 有効期間内に更新研修を修了できない場合には、更新手続きができません。
現在お持ちの「証」は有効期間が満了した後、再度「証」の新規交付を受けるまでは、介護支援専門員として業務に就くことができません。
「証」の新規交付を受ける場合は、「再研修」を受講してください。

Q7 「証」の有効期間が満了しています。試験を受けなおす必要がありますか。

- A 試験を受けなおす必要はありません。介護支援専門員としての登録は消滅しません。
ただし、「証」の有効期間が満了している場合は、介護支援専門員として業務には就けません。
介護支援専門員として業務に就く場合、有効期間満了された方対象の「再研修」を受講してください。
再研修修了後、「証」の新規交付申請を行い、交付を受けた後、業務に就くことができます。

Q8 「証」を紛失しました。再交付を受けられますか?

- A 再交付は可能です。第 7 号様式(P34)に必要書類を添えて総合振興局(振興局)に申請してください。
更新手続きの際、「証」を紛失していることが分かった場合は、再交付申請の必要はありません。Q9を参考に、顛末書(P36)を作成し、更新手続きの際に提出ください。
なお、介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)、登録通知書は再発行しておりません。

Q9 「証」の更新交付申請の際、必要な書類が見あたりません。どうしたらいいですか？

- A ①「証」・「介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)」・「登録通知書」がない場合は、「顛末書(P36)」を作成して交付申請書(更新)に添付してください。
②「研修修了証明書」を紛失した場合は、道で保管している修了者名簿により確認するための「申立書」(P38)を作成し交付申請書(更新)に添付してください。

Q10 道内で住所が変わりました。手続きはどうしたら良いですか？

- A 登録事項変更届出(第3号様式P26)と住民票を新しい住所地の総合振興局(振興局)に提出してください。
なお、現在登録している住所から現在の住所まで転居を複数回行っている場合は、住民票とあわせて、登録住所から現住所までの移転状況が確認できる住民票除票又は戸籍附票等が必要になります。

Q11 氏名が変わりました。手続きはどうしたらいいですか？

- A 「証」をお持ちの方は、登録事項変更の届出(第3号様式P26)と書換え交付申請(第6号様式P33)が必要です。
戸籍抄本、6ヶ月以内に撮影された写真と北海道収入証紙と併せて居住地所管の総合振興局(振興局)に提出してください。
登録のみで「証」をお持ちでない方は登録事項変更の届出(第3号様式P26)と戸籍抄本を居住地所管の総合振興局(振興局)に提出してください。

Q12 北海道からA県へ引っ越しました。登録移転の手続きはどうしたらいいですか？

- A 法令上登録移転が可能なのは、移転地で「業務に従事し又は従事しようとするとき」となります。
県によって手続きの方法は異なりますが、おおむね以下の手順で手続きを行います。
①申請者はA県に住民票を移す。
②申請者はA県庁の介護支援専門員登録担当から「登録移転申請書」を入手し、住民票を添えて、「北海道庁」(送付先は以下)に郵送する。(「証」の交付を受けている場合は「証」の原本を同封してください。)
③道の登録名簿から削除し、その旨を道からA県に通知する。
④A県は道からの通知を受けて、A県の登録名簿に新たに登録し、A県から申請者に登録通知書が送付される。
以上の手続きで北海道の登録からA県への登録移転が完了します。

なお、北海道登録のまま、道外で介護支援専門員として業務につくことは可能です。登録移転をしなければ転居地

で介護支援専門員として就業できないということはありません。

【送付先】 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係あて 電話番号:011-204-5272

Q13 A県から北海道へ転居してきました。登録移転の手続きはどうしたらいいですか？

- A 道外で介護支援専門員の登録を受けている方で、北海道内の事業所等で就業している又は就業予定で、北海道へ登録を移転する方は、登録の移転申請を行ってください。道の第2号兼第8号様式(P24)に、道に移転した後の住民票及びA県から受けた「証」の原本を添えて、A県庁の介護支援専門員登録担当に送付してください。
その後、A県から道に通知が来ることにより道の名簿に登録され、道から個人あてに「登録移転通知書」を送付します。
道が発行する新たな「証」が必要な場合は、移転と同時に、同じ様式により手続きしてください。その場合、新たな「証」は登録移転通知書に同封して送付します。

Q14 道外へ転居したら必ず登録移転しなければなりませんか？

- A いいえ。北海道の登録のまま、道外の住所に登録事項を変更し、証の交付を受けることは可能です。ただし、更新研修などは原則として北海道の受講となります。

Q15 道外で更新研修を受けることは可能ですか？

- A やむを得ない事情がある場合は可能です。P9の5)を参考に「受講地変更願」による手続をしてください。

VII 介護支援専門員の登録などに関する法的根拠

1 介護支援専門員の定義

介護保険法第7条（定義）第5項

この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業又は同号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用するよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定予防介護・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

2 介護支援専門員の登録関係

（1）登録（介護保険法第69条の2）

省令で定める実務の経験を有する者であつて、「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、かつ「介護支援専門員実務研修」の課程を修了したものは、省令で定めるところにより、知事の登録を受けることができる。

《除外》ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他保健医療もしくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 業務従事禁止処分を受け、その禁止期間中に本人からの登録消除申請によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 登録消除処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 登録消除処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日（しないこと）を決定する日までの間に登録消除申請した者（申請に相当の理由がある者を除く）であつて、登録消除の日から5年を経過しない者

（2）登録の移転（介護保険法第69条の3）

登録を受けている者は、他都府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他省令で定める事業者もしくは施設の業務に従事し又は従事しようとするときは、当該事業者等の所在地を管轄する都府県知事に対し、登録を

している知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。

（3）登録事項の変更の届出（介護保険法第69条の4）

登録を受けている者は、当該登録に係る氏名・住所に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

（4）死亡等の届出（介護保険法第69条の5）

登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、各号に定める者は、その日（死亡した場合はその事実を知った日）から30日以内に、登録をしている知事又は各号に定める者の住所地を所管する知事に届け出なければならない。

- ① 死亡した場合～その相続人
- ② 精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合～本人又はその法定代理人もしくは同居の親族
- ③ 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者」又は「介護

保

険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その

執

行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者」～本人

(5) 申請等に基づく登録の消除（介護保険法第69条の6）

- ・次のいずれかに該当する場合には、登録を消除しなければならない。
- ① 本人から登録の消除の申請があった場合
 - ② 第69条の5の規定による死亡等の届出があった場合
 - ③ 第69条の5の規定による死亡等の届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 第69条の31の規定により合格の決定を取り消された場合

3 介護支援専門員証の交付関係

(1) 交付の申請（介護保険法第69条の7）

- ① 登録を受けている者は、知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。
- ② 交付を受けようとする者は、「更新研修等」を受けなければならない。ただし、登録を受けた日から5年以内に交付を受けようとする者はこの限りでない。
- ③ 介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。（登録移転の申請とともに交付申請があった場合を除く。）
- ④ 介護支援専門員証が交付された後、登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証はその効力を失う。
- ⑤ 登録移転の申請とともに介護支援専門員証の交付申請があったときは、前項の介護支援専門員証の有効期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。
- ⑥ 介護支援専門員は、登録が消除されたとき又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証の交付を受けた知事に返納しなければならない。

罰則（介護保険法第213条第2項）

違反した者は、10万円以下の過料に処す。

- ⑦ 介護支援専門員は、業務従事禁止処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた知事に提出しなければならない。

罰則（介護保険法第213条第2項）

違反した者は、10万円以下の過料に処す。

- ⑧ 前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた知事は、禁止期間が満了した場合、その提出者から返還請求があったときは、直ちに介護支援専門員証を返還しなければならない。

(2) 介護支援専門員証の有効期間の更新（介護保険法第69条の8）

- ① 介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。
- ② 有効期間の更新を受けようとする者は、更新研修を受けなければならない。
- ③ 更新後の介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。

(3) 介護支援専門員証の提示（介護保険法第69条の9）

- ・ 介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

4 介護支援専門員の義務等

(1) 義務（介護保険法第69条の34）

- ① 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。
- ② 介護支援専門員は、省令で定める基準^(注)に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- ③ 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(注) 省令で定める基準：（施行規則第113条の39）

指定居宅介護支援等基準第12条に定めるところによる。

- * 指定居宅介護支援等基準：（第12条指定居宅介護支援の基本取扱方針）

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 名義貸しの禁止等（介護保険法第69条の35）

介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止（介護保険法第69条の36）

介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(4) 秘密保持義務（介護保険法第69条の37）

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても同様とする。

罰則（介護保険法第205条第2項）

違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(5) 報告等（介護保険法第69条の38）

① 報告

知事（指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長）は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があるときは、介護支援専門員（当該都道府県区域内で業務を行う介護支援専門員を含む）に対し、必要な報告を求めることができる。

② 指示、研修受講の命令

ア 知事（指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長）は、介護支援専門員（当該都道府県区域内で業務を行う介護支援専門員を含む）が、法第69条の34第1項又は第2項の規定（介護支援専門員の義務）に違反していると認めるときは、介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は指定する研修を受けるよう命ずることができる。

イ 知事は、介護支援専門員の登録を受けている者で証の交付を受けていない者が、介護支援専門員としての業務を行ったときは、当該証未交付者に対し必要な指示をし、又は指定する研修を受けるよう命ずることができる。

③ 業務従事の禁止

知事（指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長）は、介護支援専門員（当該都道府県区域内で業務を行う介護支援専門員を含む）が、前項の指示又は命令に従わない場合、介護支援専門員等にし、1年以内の期間を定めて、業務を行うことを禁止することができる。

④ 他都府県への通知

知事（指定都市の区域内で業務を行う介護支援専門員は当該市長）は、他都府県知事の登録を受けていた介護支援専門員に対して前2項の処分（指示又は研修受講の命令、業務従事の禁止）をしたときは、その旨、当該他都府県知事に通知しなければならない。

5 介護支援専門員の登録の消除

（介護保険法第69条の39）

(1) 知事は、介護支援専門員が次のいずれかに該当する場合は登録を消除しなければならない。

① 次の場合（法第69条の2第1項第1号～第3号）

- ・心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者

② 不正の手段により登録を受けた者

③ 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた者

④ 法第69条の38第3項の規定（業務従事の禁止処分）に違反した場合

(2) 知事は、介護支援専門員が次のいずれかに該当する場合は、登録を消除することができる。

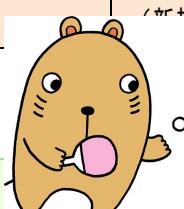
- ① 法第69条の34第1項若しくは第2項又は法第69条の35から第69条の37までの規定（義務、名義貸し、信用失墜行為、秘密保持）に違反した場合
- ② 法第69条の38第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- ③ 法第69条の38第2項の規定（指示又は研修受講の命令）に違反し、情状が重い場合

(3) 知事は、登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていない者が次のいずれかに該当する場合は、登録を消除しなければならない。

- ① 次の場合（法第69条の2第1項第1号～第3号）
 - ・心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・介護保険法その他保健・医療・福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 不正の手段により登録を受けた者
- ③ 介護支援専門員として業務を行った場合

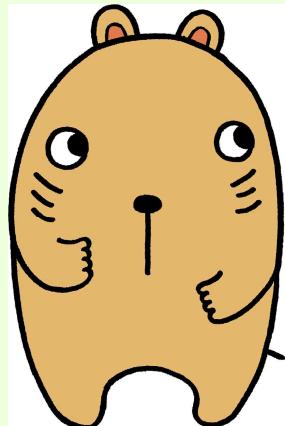
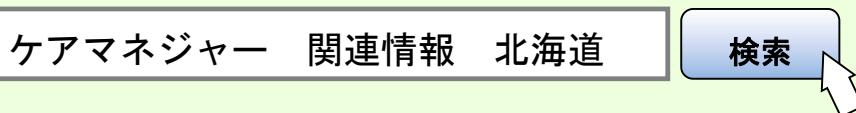
VIII 各種届出の様式集

様式名	名称	使用目的	ページ
第1号兼 第5号様式	新規登録申請書 兼 新規交付申請書（両面）	・新規登録するとき（第1号） ・新規に「証」の交付を受けるとき（第5号 有効期間が切れて、新たに受け場合を含む）	22-23
第2号兼 第8号様式	登録移転申請書 兼 移転交付申請書（両面）	・道外から道内に登録を移転するとき（第2号） ・移転と同時に移転前の「証」の残存期間の「証」の交付を申請するとき（第8号）	24-25
第3号様式	登録事項変更届出書（両面）	氏名・住所が変更になったとき	26-27
第4-1号様式	登録消除申請書	自ら登録の消除を希望するとき	28
第4-2号様式	登録消除該当届出書（両面）	登録者が死亡されたときなど	29-30
第4-3号様式	心身の故障に係る届出書	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行えないとき	31-32
第6号様式	書換え交付申請書	「証」の氏名が変更になったとき（第3号様式の届出と併せて行う）	33
第7号様式	再交付申請書	・「証」を亡失又は棄損したとき	34
第9号様式	更新交付申請書	「証」の有効期間を更新するとき	35
記載例	顛末書（てんまつしょ）	必要書類を紛失するなどして、申請書に添付できないとき	36
申出書	申出書	主任介護支援専門員更新研修修了証明書で更新するとき	37
申立書	申立書	必要な研修修了証明書を添付できない場合に、道が保管する名簿による確認に同意するとき	38
別紙様式1-1	研修受講済みの証明書の交付申請書（本庁あて）	実務研修・専門・再・更新・主任研修の修了証明書を紛失した場合で、受講証明を得たいとき	39
別紙様式1-2	研修受講済みの証明書の交付申請書（振興局あて）	従事者基礎研修・旧現任研修（基礎I・II専門）・ケマネジメントリーダーの修了証明書を紛失した場合で、受講証明を得たいとき	40
様式14	研修受講地変更願	北海道の登録者が他都府県で開催する研修の受講を希望するとき	41
付録1	資格管理理解度チェック（実務研修の受講者向け）	介護支援専門員の資格管理についてご自分の理解度をチェックしましょう	42-43
付録2	資格管理メモ（新規登録・交付を受けた方向け）	ご自分の資格管理のため、覚え書きとしてお使いください。	44



このガイドブックは以下のホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/jinzai/keamane/1-2.html>



更新忘れにご注意!!

北海道保健福祉部のマスコット「うっさん」

介護支援専門員の登録及び各種手続きガイドブック(Ver.8.1)

作成：令和3年4月

作成者： 北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課人材育成係

住所： 北海道札幌市中央区北3条西6丁目道庁本庁舎6階
電話： 011-204-5272 FAX： 011-232-8308

* 転載・引用をする場合は、上記まで一報ください。